

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、商品先物取引を基盤として業務を営んでおります。商品先物取引については経済産業省及び農林水産省の管轄下にあり、「商品先物取引法」によって営業行為等が規制されております。従いまして当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、一般的な企業統治の課題に加え、これら業務上特有の法規制のもと、随時、的確に対応すべき内部監査体制の構築が必要であると認識しております。

上記の理由から、当社はとりわけコンプライアンスの徹底に注力し、さらなる株主価値の安定的な拡大、適正・迅速なIR活動を重視し、健全かつ効率的な企業経営を心がけ、経営意思決定の透明性向上と経営監視機能の強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しており、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田 忠	2,266,000	14.68
株式会社ムラサキ	1,546,000	10.01
第一商品社員持株会	922,408	5.98
村崎 稔	486,000	3.15
楽天証券株式会社	316,100	2.05
本田 求	219,000	1.42
中村 愛弓	216,000	1.40
竹村物産株式会社	199,600	1.29
株式会社SBI証券	193,541	1.25
片岡 正繁	176,600	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- ・上記主要株主の本田忠氏は、平成30年(2018年)9月24日に逝去されましたが、名義書換手続の確認が未了のため、平成31年(2019年)3月31日現在の株主名簿上の名義で記載しております。
- ・相続人である親族の方々が長期保有の意向をすでに示されており、当該相続に伴う経営体制および業績への影響は無いものと思われま

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島 文隆	他の会社の出身者	△										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 文隆		平成13年6月まで当社のコンプライアンス担当部門に在籍しており、お客様からの相談窓口として中立的な立場で職務を遂行しておりました。	他業種で携わってきた豊富な経験と幅広い見地を有しており、独立的に監督し、コーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくという考えから社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、監査役会が定めた監査方針に従い、業務・財務状況の調査や取締役会への出席を通じ、取締役の職務執行の監査を行っています。会計監査人とは適正な会計監査を確保するため、互いに連携し、中立性・独立性を有する経営監視役として、会社経営全体のモニタリングを適宜実施しております。また、当社の内部監査室との連携等については「内部監査規程」に則り、経営診断の見地から会社の財産が適正に把握されているか、社内規程の手続きの基準に基づき適正かつ効果的に運営されているかについて調査及び調整を行っており、同時にその内容についても監査役会に報告されています。監査役からの求めがあれば、必要に応じて監査業務の補助を行う場合があります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中安 博司	他の会社の出身者													
檜原 俊一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中安 博司		---	同氏は一級建築士として設計事務所を設立・経営しており、それら豊富な実績・経験を活かし、当社を監査いただくという考えから社外監査役に選任しております。
檜原 俊一	○	独立役員に指定しております。なお、同氏は過去において当社及び一般株主に著しい影響を与える団体、個人に所属したことはなく、当社と特別な利害関係がないため、独立性を有していると判断しております。	同氏は危機管理関係の豊富な経験と幅広い識見を持ち合わせており、経営全般はもちろん個人情報保護等に至るまでの識見を活かし、当社を監査いただくという考えから社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は業績が市況に大きく左右されやすいことから、各取締役の個々の能力と業績とが必ずしも比例関係になるとは限らず、業績連動型報酬制度の導入は見送っています。経営判断が目的にならぬよう、企業の持続性を最重要視しつつ、各役員の報酬額を算定してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第47期 事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日） 取締役 報酬等の総額：164百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬の総額については、平成19年6月28日開催の第35期定時株主総会における決議により、その報酬限度額を年額350百万円としております。取締役会にて取締役報酬に関する審議を行い、各取締役の報酬額の決定方法は取締役会に委ねられております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

特に定めておりませんが、必要に応じて社外取締役(社外監査役)と意見交換等を行っております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
村崎 稔	顧問	現経営陣の求めに応じた助言	非常勤、報酬有、就任2018/04/01	2005/06/29	1年更新
落岩 邦俊	相談役	現経営陣の求めに応じた助言	常勤、報酬有、就任2019/07/01	2016/10/03	2年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

2 名

その他の事項

取締役会の決議により相談役および顧問を若干名のみ置くことができる旨、定款に定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は監査役会設置会社であります。会社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨、定款に定めております。

a. 取締役会

取締役会は、重要な経営判断を行うために設置され、法令または定款に定める決議事項および社内規程等に定める経営上重要な事項等を決議することができます。取締役は株主総会にて選任されます。社長が取締役会の議長を務め、代表取締役は取締役会決議で選定される旨、定款に定めております。また、取締役会は、執行役員を選任し、取締役会の決定した会社の業務執行を行わせることもできます。

b. 監査役

監査役は、取締役の職務執行を監査し企業の健全性を確保するために設置されています。法令または定款に定める権限および社内規程等に定める権限等により監査を行うことができます。監査役は株主総会にて選任されます。

c. 監査役会

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、決議をするために設置されています。ただし各監査役の権限の行使を妨げることはできません。監査役会は全ての監査役に組織され、その決議により監査役の中から議長を定めます。中立性保持のため、その半数以上が社外監査役でなければなりません。法令または定款に定める権限および社内規程等に定める権限等により、監査に関する重要な事項について報告等を受けることができます。

d. 会計監査人

会計監査人は、計算書類等の会計監査を行うために設置され、海南監査法人が就任しております。会計監査人は株主総会にて選任されます。主に財務報告書類の会計監査等を行うことを主な職務・権限としています。また、内部統制の有効性の評価等も行っております。

ロ. その他の企業統治に関する事項

a. 内部統制システムの整備の状況

各部門ごとに内部統制の評価項目を設け、整備状況及び運用状況において各部門が自己評価しております。さらにその内容を独立した部門として内部監査室が独立的評価をすることで、内部統制上の不備を迅速に発見・改善して業務の適正化をはかり、各部門間の明確な相互牽制機能を持たせております。

b. リスク管理体制の整備の状況

受託業務の適正な運営及び管理に関する「受託業務管理規則」を定め、当社の主要な事業活動である受託業務におけるリスク管理を行っております。調査本部はこれに則り受託業務が行われているかを管理する部門であります。社長または内部監査室の委任を受け、内部監査を代行する機能も付与されております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 監査役監査の状況

監査役会として期末における監査報告書及び各四半期末における会計監査報告を受領する際に、会計監査人より内容の説明を受け、情報交換及び意見交換を行っております。これらにより、会計監査人監査の方法と結果の相当性の判断に資するとともに、両者の監査の品質向上と効率化を図っております。また、有効かつ効率的な監査を実施するため、監査役と内部統制部門は、監査方針、監査計画、監査実施状況等について意見交換を行い、連携強化に努めております。

(3) 内部監査の状況

内部監査は内部監査室を中心に実施しております。「内部監査規程」に則り、業務監査を行うとともに、各部の全ての業務が社内諸規程等の基準に基づき適正かつ効果的に運営されているかをチェックし、違反の未然防止、問題点の指摘及びその改善指導を行うとともに、必要に応じて業務に関連する部署等が社長の指示によりその機能を分担することで、会社としての監査機能の強化と充実をはかっております。なお、内部監査等の結果については、監査実施後、報告書を作成し、取締役及び監査役に回覧等を行います。

(4) 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を1名、社外監査役を2名(うち1名は独立役員)を選任し、公正で客観的な視点から経営体制を監督しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では下記の理由から現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

- ・取締役会において会社法上の決議事項及び会社経営上重要な事項を決定し、中長期的な経営に関する方向性について協議しております。また、執行役員制度を導入して経営の意思決定と職務執行を分離し、取締役会による執行役員の職務執行の監督を行い、責任の明確化及び職務執行の迅速化が可能であると考えております。
- ・監査役監査、会計監査及び内部監査により、取締役会の意思決定の監査、財務状況の適正な評価、内部統制システムの整備等、業務が適正に行われているか定期的に検証し、適正な経営監視機能を有することが可能であると考えております。
- ・社外役員及び独立役員を選任することにより、コーポレート・ガバナンスを一層強化するために外部からの公正・客観的な立場から取締役、監査役及び執行役員を管理監督するうえで適切であるとともに、それぞれの専門的見地から助言機能を強化できると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知を、当社および日本取引所グループのウェブサイトにて、公表しております。 また、株主の皆さまにお届けする招集通知の冊子において、大判化・多色刷り・UDフォント採用により、視認性を高めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のIR情報サイトに、決算短信、適時開示書類、有価証券報告書、株主総会招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	提出日現在、IR担当を取締役副会長が務め、情報取扱責任者は取締役総務本部長が担当し、実務担当部署として総務本部内に広報・IR部(旧株式部)を設置しております。	
その他	主に定時株主総会に出席された個人株主の皆さま向けに、株主懇談会の開催を予定しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	就業規則により、社会に貢献することを目的の1つとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	株主の皆さまにお届けする招集通知の冊子に、環境に配慮した紙・インクを使用しております。また、招集通知の一部にインターネット開示を採用することで、紙資源節約にも役立っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	インサイダー取引防止に関する規程により、重要事実等の適切な管理方法などについて規定しております。
その他	公表前の決算情報等が外部から閲覧可能な状態とならぬよう、自社ウェブサイトの適切な運用に努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役に対しては毎月開催の取締役会において、使用人に対してはその後開催の管理者会議及び各店・各部署の責任者による会議内容の職場報告会において、法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底させる。また、階層別集合研修開催時にはコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス体制の強化をはかる。
 - ・内部監査室は「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程を遵守して適切に実行されているかをチェックし、違反の防止、問題点の指摘及びその改善の指導を行う。監査終了後、速やかに監査結果の報告書を作成し、総務部作成の文章回覧経路で取締役及び監査役に回覧する。
 - ・監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務状況に関する報告内容を検証するとともに、取締役会の決議事項が法令・定款に基づき適切であるかを確認する。また、取締役の業務執行の適正性をチェックし、必要に応じて改善の助言または勧告を行う。
 - ・インサイダー取引防止や個人情報保護など、特に重要な法令については、社内規程の遵守徹底に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、稟議書、その他「職務権限規程」に基づく取締役の職務の執行に必要な文章を保存するものとし、その作成、保存、管理等については「取締役会規程」及び「文書取扱規程」並びに「稟議決裁権限規程」等の社内規程に基づき行う。
 - ・個人情報保護に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な企業秘密を適切かつ安全に保存・管理を行う。
 - ・会社の重要な情報の開示については、法令及び取引所の諸規則等に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制の構築をはかる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・事業活動に伴う各種のリスクについては、「受託業務管理規則」等の社内規程に基づき、適切な管理を行っている。リスク管理の不徹底から顧客に不当な損害を与え、信頼を喪失し、経営基盤を揺るがす重大な危機に陥ってしまうことがないよう、内部監査室または調査本部は各部署におけるリスク管理の状況について定期的に監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告し、リスク管理に対し独立的評価を行う。
 - ・大規模な事故、災害、テロ、対企業犯罪、経営上の重大なトラブルなど、危機に対して可能な限りその予防に努める。危機が発生した場合は、「危機管理規程」に基づく緊急対策をとり、危機管理にあたる。
 - ・反社会的勢力の排除及び介入の防止として、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたず、不当な要求に対しては毅然として立ち向かう。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役が経営に関する判断業務に専念でき、取締役会における経営上の意思決定のスピード化をはかるため、執行役員制度を導入し、「職務権限規程」に基づく取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役が監査職務を円滑に遂行する上で、他の監査役と協議の上、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき、その職務を補助すべき使用人を配置する。
 - ・監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、人事評価等は監査役が行い、取締役からの独立性を確保する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制
 - ・取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて業務執行状況の報告を行い、必要な資料の提供や書類等の閲覧に応じる。
 - ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - ・当社は、前号に従い監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
 - ・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室との連携をはかり、監査を円滑に行うために取締役及び使用人との意思疎通にも努める。また、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見及び情報交換を行い会計監査人との連携をはかる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 基本的な考え方

当社は、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む商品先物取引業者として、役職員は、顧客等のさまざまなステークホルダーが被害を受けることを防止し、また、社会の秩序や安全性を確保するため、暴力、威力、詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社内潜行型など）との関係を遮断し、排除していきます。
- (2) 整備状況

当社ウェブサイトにて「反社会的勢力に対する宣言」として上記の基本的な考え方を社内外に宣言するとともに、平成30年6月には「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程」を定めており、役職員に対し周知徹底を図っております。

一般的な諸対応の総括、外部専門機関（警察、特殊暴力防止対策連合会、弁護士など）との連携、情報収集等については、総務本部総務部責任者が中心となり、日々万全を期すよう備えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 適時開示に係る基本的な姿勢

経営の透明性や健全性の保持が重要であるとの観点から、情報開示に関するコンプライアンスを重視し、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や、正確で明瞭な投資判断材料等の適時開示を行っております。

(2) 適時開示に係る社内体制

適時開示責任者たる総務本部長が情報取扱責任者として会社情報の統括管理を行い、情報取扱責任者の指示に基づき、経理本部または総務本部が所管部署と協議し作成した開示資料を、開示担当部署である広報・IR部が適時開示情報伝達システム (TDnet) にて開示を行っており、投資家からの問合せの対応等も行っております。

イ. 決定事実に関する開示

重要な決定事項につきましては、取締役会において決定し、開示が必要となる場合は、取締役会決議後、速やかに開示手続きを行っております。

ロ. 発生事実に関する開示

重要な事実が発生した場合は、当該事実が発生したことを認識した時点で情報取扱責任者を中心に当該情報を確認し、開示が必要となる場合は、速やかに開示手続きを行っております。

ハ. 決算情報に関する開示

決算に関する情報については、経理本部が主体となって決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、最終的に取締役会において承認し、早期の開示に努めております。

二. その他

会社情報の開示内容につきましては、常時適切に総務本部でチェックし、さらに投資家の視野に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示が行われるよう、総務部、経理部、広報・IR部等との連携を緊密にし、取締役会への報告及び承認等が滞りなく行われるよう努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要の模式図

